

# 総合サービス事業 サービスコード表

A2: 国基準の訪問型サービスコード表

※網掛けは令和4年3月31日で終了

文京区

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	(独自)(Ⅰ) 事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	(独自)(Ⅱ) 事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	(独自)(Ⅲ) 事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算			1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	200	1月につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	又 介護職員処遇改善加算		1月につき
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		1月につき
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		1月につき
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算		1月につき
			ル 介護職員等特定処遇改善加算		1月につき
			(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		1月につき
			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		1月につき